

岩 少 第 297 号
平成16年 8 月26日

保存	30年
廃棄	47年1月

各 部 長
首席監察官 殿
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

学校と警察の相互連絡制度の構築及び運用について（例規）

少年の非行防止を目的とした学校との連携については、「少年の非行防止と健全育成を図るための学校と警察の連絡強化について」（昭和39年 1 月 9 日付け岩防発第 7 号等）に基づき、学校警察連絡協議会の運営等により推進してきたところであるが、現下の厳しい少年非行情勢にかんがみ、学校との連携をより一層強化し、児童生徒に係る個々の問題行動に適切に対応して健全育成を図るため、このたび、県教育長及び県私学協会長との間で協定を締結し、下記のとおり、「岩手っ子健全育成サポート制度」（以下「制度」という。）を構築し、平成16年 9 月 1 日から施行することとしたから、各警察署にあっては、本制度の趣旨等を理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 制度の趣旨

少年非行の防止を図るためには、社会が一体となって取り組むことが不可欠であり、中でも、小学生、中学生及び高校生が刑法犯少年の約 8 割を占める現状においては、学校と緊密な連携を図り、効果的な非行防止対策を講ずる必要がある。

よって、学校と警察とが、各々把握した個々の児童生徒の問題行動について、そのプライバシーの保護に十分配慮しながらも、早期に相互連絡して必要な情報を共有した上で、当該児童生徒の非行防止や立直り等その指導・支援を図り、もって、児童生徒の健全な育成に資するため、制度を構築したものである。

第 2 対象となる学校

制度の対象となる学校（以下「対象校」という。）は、次のとおりとする。

1 県立学校

県教育委員会管下の県立高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校

2 市町村立学校

市町村教育委員会管下の市町村立小学校、中学校及び高等学校であって、当該市町村を管轄する警察署長が、教育長と協定を締結したもの

3 私立学校

私立小学校、中学校及び高等学校等であって、その所在地を管轄する警察署長が、

校長と協定を締結したもの

4 国立学校

国立学校であって、その所在地を管轄する警察署長が、校長と協定を締結したもの

第3 学校への連絡

対象校に在学する児童生徒を検挙補導し、又はこれに係る被害事案を認知した場合、次の基準により、児童生徒の氏名、事案の概要及び非行又は犯罪被害の防止に資するために必要な情報について、速やかに連絡するものとする。

ただし、共犯者の一部が未検挙である場合や、被疑者が犯罪事実を否認している場合等、捜査の進展が流動的であるときは、連絡する内容が各々確定した時点で、犯罪捜査上の支障がないと認められる範囲内において、連絡するものとする。

1 生徒を犯罪少年として検挙した場合

罪種・手口、任意・強制の別及び送致区分を問わず、原則として全件連絡すること。

2 児童生徒を触法少年として補導した場合

通告するか否かを問わず、原則として全件連絡すること。

3 児童生徒をぐ犯少年として補導した場合

送致又は通告するものを連絡すること。

4 児童生徒を不良行為少年として補導した場合

「不良行為少年の補導について」(平成11年12月17日付け岩少発第271号)に定める基準に該当するものを連絡すること。

5 児童生徒に係る犯罪等の被害事案を認知した場合

学校との連携及び継続的な支援が必要と認められ、かつ、保護者等が学校への連絡に同意したものを連絡すること。

なお、「犯罪等」には、刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含み、「保護者等」には、保護者が長期不在等の場合に、これに代わるべき近親者を含めることを想定しているが、その同意を得るに当たっては、児童生徒本人の意思が最大限尊重されるよう配慮すること。

第4 学校からの連絡

学校からの連絡については、個人情報保護条例(平成13年3月30日条例第7号)第5条による個人情報の提供制限に抵触しない範囲のものとされており、具体的には、校内暴力事案、薬物乱用事案、暴走族・不良グループ等の危険動向に関する情報等が想定されている。また、第3の5と同義の犯罪等の被害事案も連絡対象とされている。

第5 連絡体制等

1 連絡責任者

署長(少年サポートセンター又は県南少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。))が取り扱った事案については、少年課長)を連絡責任者とする。

学校においては、校長が連絡責任者とされる。

2 連絡担当者

連絡担当者には、少年事件選別主任者(サポートセンターが取り扱った事案については、サポートセンター所長)又は少年担当係をもって当てること。

学校においては、原則として、教頭又は生徒指導主事を当てることとされる。

3 連絡方法

連絡担当者が、相互に面接又は電話により行うこととし、書面による連絡はしないこと。

第6 記録等

1 学校への連絡

連絡した日時、方法、連絡担当者の氏名等を下記により記録するものとする。

(1) 犯罪少年に係る連絡をした場合

「少年事件選別主任者制度の実施について」(平成15年1月16日付け岩生安第8号、岩刑事第6号)に定める少年事件処遇意見選別検討表の所定欄に記録すること。

(2) 触法少年又はく犯少年に係る連絡をした場合

「岩手県少年警察活動規程」(平成14年岩手県警察本部訓令第31号。以下「規程」という。)に定める少年事案処理簿の所定欄に記録すること。

(3) 不良行為少年に係る連絡をした場合

規程に定める少年補導票の所定欄に記録すること。

(4) 犯罪等の被害少年に係る連絡をした場合

少年事案処理簿を作成したものについては所定欄に記録すること。その他の場合は、事案の取扱いに伴い作成した電話用紙等の書類に適宜記録しておくこと。

2 学校からの連絡

直ちに事件として捜査すべきものは司法書類化することとなるが、相談事案として対応すべきものについては、「少年相談実施要領の制定について」(平成15年1月16日付け岩少第15号)に定める少年相談処理簿に記載すること。

第7 配注意事項

1 秘密の保持

個人情報については、秘密の保持を厳守して、制度の目的の範囲内で適切な取扱いをすること。

2 正確な連絡

連絡する情報については、正確を期すること。

特に、不良行為少年に係る連絡に際しては、少年の人定事項等の確認や不良行為の種別及び態様の解釈を厳格にしておくこと。

3 保護者等への配慮

本人や保護者等に対し、制度の趣旨と学校連絡する旨を事前に説明して理解を求め、無用な紛議が生じないようにすること。また、補導現場等において、学校連絡されないものと少年が誤解するような不適切な言動は厳に慎むこと。

4 適正な運用

本制度は、児童生徒の非行防止と健全育成を図るために相互連絡を行い情報を共有しようとするものであって、警察が犯罪捜査のため、本協定を根拠として、学校側に対し情報の提供を求めようとするものではないことを常に念頭に置き、制度の趣旨に沿った適正な運用を図ること。

第8 制度の運用開始

県教育長との協定に基づく県立学校との連絡制度については、平成16年9月1日から

施行する。また、各警察署において締結する協定に基づく連携については、個別の協定内容に定める日から施行するものとする。

ただし、本制度は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第12条第1項又は第13条第1項に基づく連絡を妨げるものではない。

第9 その他

- 1 県教育長及び県私学協会長との間で締結した協定書の写しを添付する。
- 2 制度構築のための市町村教育長等との協定締結については、別途指示する。

なお、今後締結される協定の内容によって、やむを得ず連絡基準等に変動が生じることとなった場合には、その協定内容に沿った運用をすること。

様式省略